

令和元年 9 月 6 日開催

第 6 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第6回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年9月6日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時00分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 11人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委 員	5番	石山 幸一
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	梶田 政實
委 員	8番	早川 剛司
委 員	9番	小野 人司
委 員	10番	須藤 智弘
委 員	11番	中村 肇
委 員	13番	岡田 一司
委 員	14番	林 秀和

5. 欠席委員 7人

委 員	1番	菅井 誠
委 員	2番	菅井 美德
委 員	3番	原田喜一郎
委 員	4番	西原 弘子
委 員	12番	笹原 仁
委 員	15番	上野 邦彦
委 員	16番	鈴木 和弘

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	6番	大河原正一
委 員	14番	林 秀和

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地利用状況調査の総括について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
 用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 現況証明願について

議案第5号 令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一
農地・農業振興担当主任	市原 英二

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和元年度第6回（R元.9.6）遠軽町農

業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員11名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番 大河原委員、14番 林委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R元. 8. 6 (火) 13:30～
第5回農業委員会総会

2. R元. 8. 6 (火)～7 (水) 13:00～
オホーツク総合振興局農政施策推進会議【網走市】吉岡主幹出席

3. R元. 8. 20 (火) 14:00～
北海道指導農業士現地研修会【安国コーポレートファーム】広瀬事務局長、吉岡主幹出席

4. R元. 8. 27 (火)～28 (水) 10:00～
農地情報公開システム操作研修会【札幌市】小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R元. 10. 1 (火) 10:00～
令和元年度ブロック別農業委員会職員研修会【北見市】

2. R元. 10. 7 (月) 13:30～
第7回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　　　それでは、議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を議題とします。
　　　　事務局から、議案を説明させます。
　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「農地利用状況調査の総括について」を説明いたします。
　　　　議案書をご覧ください。

1 調査年月日

- ①生田原地域 令和元年 8月 6日 (火) 午前10時00分～
- ②遠軽地域 令和元年 7月30日 (火) 午前10時00分～
- ③丸瀬布地域 令和元年 8月23日 (金) 午前10時00分～
- ④白滝地域 令和元年 8月20日 (火) 午後 1時30分～

2 調査農地面積

- ①生田原地域 2, 148 ha
- ②遠軽地域 3, 053 ha
- ③丸瀬布地域 837 ha
- ④白滝地域 1, 845 ha
- 合計 7, 883 ha

3 調査結果

- ①生田原地域 耕作放棄地該当なし
- ②遠軽地域 耕作放棄地該当なし
- ③丸瀬布地域 耕作放棄地該当なし
- ④白滝地域 耕作放棄地該当なし

4 調査員等

- ①生田原地域 農業委員 4人 事務局 1人
- ②遠軽地域 農業委員 8人 事務局 2人
- ③丸瀬布地域 農業委員 2人 事務局 1人
- ④白滝地域 農業委員 1人 事務局 1人

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号28～30につきましては、所有権移転でございます。
整理番号28、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一原野、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 12, 138」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1. 9. 13」・支払期限「R1. 10. 31」・金額（円）「全筆840, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、7月の第4回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号29、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 9, 123」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1. 9. 13」・支払期限「R1. 11. 30」・金額（円）「全筆820, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第5回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号30、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 91, 410」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1. 9. 13」・支払期限「R2. 2. 13」・金額（円）「全筆8, 000, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号31につきましては、賃貸借でございます。
整理番号31、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 146, 724」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1. 9. 13」・終期「R6. 9. 12」・期間「5

年」・金額（円）「10a2, 500」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが、期間が満了となるため新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「整理番号28」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号29」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号30」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「整理番号31」の質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」4件を議題としま
す。事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 10,022」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外22筆」・地目「公簿一
畑、原野、宅地、山林・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「23筆合
計 211,271」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 その3

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●



2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●●外40筆」・地目「公簿一畑、原野、田、雑種地、宅地、山林・現況は全て畑」・面積（㎡）「41筆合計 720, 220.29」

3 あっせん申出の内容

売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

その4

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 100, 615」

3 あっせん申出の内容

売買

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

以上で説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「その4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号「その1」のあっせん委員については、7番梶田委員、11番中村委員を指名します。

また、議案第3号「その2」のあっせん委員については、7番梶田委員、11番中村委員を指名します。

また、議案第3号「その3」のあっせん委員については、3番原田委員、10番須藤委員を指名します。

また、議案第3号「その4」のあっせん委員については、3番原田委員、10番須藤委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第4号「現況証明願いについて」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号20、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2,508」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号21、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積(m²)「327」・申請者「札幌

市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号22、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、田・現況－農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2筆合計 26,231」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「17番石丸委員、9番小野委員、12番笹原委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、17番石丸委員、9番小野委員、12番笹原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号23、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況－農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2筆合計 40,245」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、9番小野委員、12番笹原委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、9番小野委員、12番笹原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第4号「整理番号20」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」
を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について
令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について、その取扱い及び素案作成に関し、農政部会に付託する。

参考資料として、「平成29年度遠軽町農業施策に関する建議書」をお配りしておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「令和2年度遠軽町農業施策に対する建議等について」その取扱い及び素案作成に関し、農政部会へ付託することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は農政部会へ付託することに決定しました。
農政部会の各委員におかれましては、十分に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和元年度第6回農業委員会総会を閉会します。